

令和8年3月臨時会

令和8年3月30日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹 野 貞 子 議長

吉 田 芳 美 副議長

出席議員（14名）

1 番 漆 山 光 春 議員	2 番 東海林 信 弘 議員	3 番 林 智 議員
4 番 増 川 憲 一 議員	5 番 安孫子 真 弥 議員	6 番 木 村 章 一 議員
7 番 奥 山 英 幸 議員	8 番 安 達 智 勇 議員	9 番 佐 藤 修 二 議員
10 番 鈴 木 英 友 議員	11 番 石 垣 光 洋 議員	12 番 細 矢 誓 子 議員
13 番 吉 田 芳 美 議員	14 番 丹 野 貞 子 議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真 木 秀 章 事 務 局 長

田 川 美和子 専 門 員

岡 崎 美 穂 議 事 係 長

高 木 一 総 括 主 任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷 俊 雄 町 長

河 内 耕 治 副 町 長

日 塔 俊 浩 防災・危機管理監兼
総 務 課 長

大 泉 正 博 防災危機管理課長

牧 野 隆 博 政策推進監兼
企画財政課長

日下部 敦 子 暮らし応援課長

今 田 史 明 生活環境企画主幹

軽 部 昭 博 税 務 町 民 課 長

矢 作 勲 健康福祉課長

池 田 恵 子 こどもみらい課長

佐 藤 晃 一 農林振興課長併
農業委員会事務局長

軽 部 広 文 商 工 観 光 課 長

奥 山 明 子 難とべに花の里推進主幹

土 方 一 郎 都 市 整 備 課 長

松 田 浩 一 上 下 水 道 課 長

鈴 木 淳 子 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長

宇 野 勝 学 校 教 育 課 長

秋 場 弘 昭 生 涯 学 習 課 長

◎ 議 事 日 程

令和8年3月30日（月） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
 - 議第22号 令和8年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
 - 議第23号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第24号 河北町上下水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案の審議、採決
 - 議第23号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第22号 令和8年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
 - 議第24号 河北町上下水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

◎ 開 議

午前9時

1番 漆 山 光 春 議員

の両名を指名します。

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はおりません。

ただいまの出席議員数は14名であります。
定足数に達しておりますので、令和8年3月
河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、板坂憲助教育長が欠席してお
りますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりで
あります。

○丹野貞子議長 日程第1、会議録署名議員の指
名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定
により、議長から指名します。

11番 石 垣 光 洋 議員

○丹野貞子議長 日程第2、会期の決定について
を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期については、
本日1日限りとしたいと思います。これに異
議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと
決定しました。

○丹野貞子議長 日程第3、議案の上程を行いま
す。

議第22号 令和8年度河北町国民健康保
険特別会計第1回補正予算に
ついて

議第23号 河北町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例の制定について

議第24号 河北町上下水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について

以上3議案を一括上程します。

○丹野貞子議長 日程第4、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和8年3月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げております議案につきまして説明を申し上げます。

最初に、議第22号令和8年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ982万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,030万2,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

3款国民健康保険事業費納付金について、国の子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、事業費納付金の納付区分として新設される子ども・子育て支援納付金分を県に対し支払う必要があるため、計上するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

1款国民健康保険税について、課税区分の子ども・子育て支援納付金分を新たに計上するものであります。

以上が令和8年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第23号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い地方税法の一部が改正されたため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第24号河北町上下水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、河北公共下水道事業計画の変更に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました3議案についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 日程第5、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、議第23号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを先議します。

担当課長の説明を求めます。

「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 おはようございます。

議第23号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことにより地方税法の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

第3条は、国民健康保険税に新たに子ども・子育て支援納付金を加え、基礎課税額の限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を3万円に定めるものであります。

子ども・子育て支援金納付課税額について、第10条の3、所得割額を100分の0.3に、第10条の4は、均等割額を被保険者1人につき1,300円に、第10条の5は、18歳以上の被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき100円に、第10条の6は、世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は900円、特定世帯は450円、特定継続世帯は675円に定めるものであります。

次に、第22条第1項は、国民健康保険税の基礎課税分の減額について、66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援金納付金分の金額について3万円に定めるものであります。

同項第1号は、低所得者に対する子ども・子育て支援金納付金の7割軽減額について、被保険者均等割額を被保険者1人につき910円、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき70円、世帯割均等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は630円、特定世帯は315円、特定継続世帯は473円に定めるものであります。

同項第2号は、低所得者に対する国民健康保険税の5割軽減の判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に引き上げ、子ども・子育て支援金納付金の5割軽減額について、被保険者均等割額を被保険者1人につき650円、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき50円、世帯別平等割額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は450円、特定世帯は225円、特定継続世帯は338円に定めるものであります。

同項第3号は、同様に、低所得者に対する国

民健康保険税の2割軽減の判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げ、子ども・子育て支援金納付金の2割軽減について、被保険者均等割額を被保険者1人につき260円、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき20円、世帯別平等割額を、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は180円、特定世帯は90円、特定継続世帯は135円に定めるものであります。

同条2項第3号は、未就学児に係る子ども・子育て支援金納付金の軽減額について、未就学児1人につき、7割軽減世帯は195円、5割軽減世帯は325円、2割軽減世帯は520円、それ以外は650円とするものであります。

同条第3項は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額について、産前産後の期間を減ずるものであります。

同条第4項は、18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援金納付金課税額の被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額に相当する額を減額するものであります。

制定附則で定める国民健康保険税の課税の特例について、子ども・子育て支援金納付金の所得割額にも適用するものであります。

本則の附則第1条は施行期日を令和8年4月1日と定め、第2条は適用区分であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(6番の通告あり)

6番ですね。

確認します。6番木村章一議員ですね。落ちありませんか。

それでは、「6番木村章一議員」

○6番(木村章一議員) 議第23号、国保税条例

の一部改正について質疑いたします。

主な内容、いつもと違うところは、子ども・子育て支援制度が実施されて、その財源を社会保険料、この場合は国民健康保険税を増税して充てるということであります。

私は、子ども・子育て支援には異論はないんですけども、財源を社会保険料に求めるというのは違うんじゃないかというふうに思います。

そこでちょっと内容説明求めますけれども、3年間で目標額にたどり着くといいますか、1年、2年と少しずつ上げていくというような、少しずつといいますか、上げていくという内容のようですが、平均で、1年目、2年目、3年目、どんなふうに上げていくのかということ、説明を求めます。

○丹野貞子議長 「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 1月の平均で、今現在、河北町の場合は260円の負担になります。全国平均ですと250円なんですけれども、来年、令和9年度については350円、令和10年については450円という想定で、今、設計になっている状況であります。

以上です。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 国保税の納入というのは毎月ではないんですけれども、これに12を掛けるというのが年額負担ということでしょうか。その年額幾らかも、もう一回説明してください。

○丹野貞子議長 「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 そうです。1月の平均で250円ですので、それ掛ける12か月になります。

○丹野貞子議長 もう一回お答え願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前9時14分

再 開 午前9時14分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

それでは、「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 失礼しました。

令和8年度につきましては3,120円、令和9年度については4,200円、令和10年度については5,400円というふうになります。

以上です。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 年額にするとなかなか、これ1人当たりですからね、そんなに小さい額でもないという、大変な負担が増えるということです。

タックス・ザ・リッチ。お金のいっぱいある人からもらったらいんじゃないかという考え方があります。所得税などが、所得1億円を超えると、税率が、実質税率がどんどん下がっていったらなんていうところを改めると、社会保険料こんなふうなところから集めなくてもいいんじゃないかというふうな考えがありますが、そういったことなんかは、この条例改正のところでは議論はなったりしているのでしょうか。お聞きしておきます。

○丹野貞子議長 「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 この制度につきましては全国的な展開になりますので、そういった条例での設定というのは考えておりませんでした。

以上です。

○丹野貞子議長 以上で、6番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛

成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第23号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第22号令和8年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第22号令和8年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第24号河北町上下水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「松田上下水道課長」

○松田浩一上下水道課長 それでは、議第24号河北町上下水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

令和7年度におきまして、水質保全効果あるいは地域特性、事業整備の効率性などを考慮しまして、河北公共下水道事業計画区域の見直しを行ってまいりました。その計画の成果に基づきまして、条例の一部を改正する必要性が出てきましたので、今回提案するものです。

内容としましては、河北町上下水道事業設置条例の第2条第3項に出てきます処理区域面積、これ、現行の812ヘクタールを740ヘクタール、処理人口2万1,090人を1万3,770人、1日最大処理能力8,179立方メートルを5,522立方メートルに変更するものでございます。

以上でございます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

河北町議会署名議員 漆 山 光 春

よって、議第24号河北町上下水道事業設置
条例の一部を改正する条例の制定については
原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 ここで、町長から発言を求めら
れておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日ご提案申し上げました議案
につきまして、ご可決いただきまして誠にあ
りがとうございます。

さて、税制改正に伴う関係条例の改正につ
いてでございますが、本来であれば、令和8
年度税制改正関連の河北町町税条例の一部を
改正する条例、また、令和7年度税制改正関
連の河北町介護保険条例の一部を改正する条
例について、ご提案申し上げ、議決いただ
くべきところではございますが、年度内の議会
での提案は日程的に無理でございますので、
専決処分とさせていただきたいと存じます。
あらかじめご理解賜りますようお願い申し上
げます。

○丹野貞子議長 以上で本臨時会に付議されまし
た事件は全て議了しました。

これをもって、令和8年3月河北町議会臨
時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前9時23分 閉 会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないこと  
を証するためここに署名します。

令和8年3月

河北町議会議長 丹 野 貞 子

河北町議会署名議員 石 垣 光 洋